## 【教育委員会臨時会】会議録

会 議 名	令和6年第3回教育委員会臨時会		
事務局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	令和6年4月25日(木)		
開催時間	午後3時00分 ~ 午後3時06分		
開催場所	教育委員会室		
委員の出席	中村 明慶 教育長 早川 貴美子 委員 倉橋 さとみ 委員		
	久保田 善彦 委員 土肥 和久 委員		
	岩松 朋子 教育指導部長 田巻 正義 教育政策課長 秋元 康裕 学力定着推進課長		
	冨本 保明 教育指導課長 神保 義博 こども支援センターげんき所長 絵野沢 秀雄 学校運営部長		
	森田 剛 学校支援課長 楠山 慶之 子ども家庭部長 安部 嘉昭 子ども政策課長		
出席説明員			
書 記	毛利 正成 教育政策担当係長 岡元 健生 教育政策担当主任 古谷 諒太 教育政策担当係員		
欠 席 者			
傍 聴 者	0名		
会議次第	別紙のとおり		
資 料	別紙のとおり		
その他			

## 令和6年4月25日

# 第3回足立区教育委員会臨時会

#### 午後3時00分開会

○教育長 ただいまから、本年第3回足立区教育委員 会臨時会を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数であります。よって、会 議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。

\_\_\_\_\_

初めに、会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員に早川委員、倉橋委員をご指 名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1を議題といたします。 教育政策担当係長。

- ○教育政策担当係長 日程第1、第43号議案「足立区 教育委員会が保有する区政情報の公開等に関する規 則の一部を改正する規則 以上。
- ○教育長 第43号議案について、岩松教育指導部長 から説明をお願いします。

教育指導部長。

○教育指導部長 恐れ入ります。資料の5ページをお 開きください。43号議案でございます。区長部局の 足立区情報公開条例施行規則の一部改正に合わせ、 足立区教育委員会が保有する区政情報の公開等に関 する規則の一部を改正するものでございます。主な 改正内容は5点ございます。1点目は、開示請求者が 障がい、疾病その他の事情により開示請求書を提出 することが出来ない場合には、口頭での開示請求を 申し出ることができるようにするための規定を整備 するものでございます。2点目は、開示請求の目的が 開示の実施以外にあることが明らかな場合や、開示 請求者側に不適切な事情が見受けられる場合につい て列挙し、それらの事項に該当する場合には、開示請 求を却下することができるようにするための規定を 整備するものでございます。3点目は、開示請求を却 下した場合には、足立区情報公開・個人情報保護審議 会に報告するものとする規定を整備するものでござ います。4点目は、区政情報を保有する課の課長は、

区政情報の検索資料の作成に努めるものとする規定を整備するものでございます。5点目は、区として、情報公開制度の実施状況について、1年度に1回区の広報誌により公表するものとする規定を整備するものでございます。改正後の規則の施行日は、令和6年5月1日でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 ただ今、説明がありましたので、これより本 案の審議に入ります。

第43号議案について、ご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いいたします。

ご質疑はございませんか。

よろしいでしょうか。

ないようでございますので、第43号議案「足立区 教育委員会が保有する区政情報の公開等に関する規 則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙 手を求めます。

#### (挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案の とおり議決することにいたします。

その他に何かございますでしょうか。

ないようでございますので、以上をもちまして、本 年第3回足立区教育委員会臨時会を閉会といたしま す。

午後 3時6分閉会

## 令 和 6 年 第 3 回 足 立 区 教 育 委 員 会 臨 時 会

日	時	令和6年4月25日	木曜日	午後3時00分開議
会	場	教育委員会室		

1	議	事	日 程		頁
□£	呈第	1	<b>第 / 3</b> 早議家	足立区教育委員会が保有する区政情報の公開等に関する規則 の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
цή	エ か	'	カサリケ成木	の一部を改正する規則	2

#### 第43号議案

足立区教育委員会が保有する区政情報の公開等に関する規則の 一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和6年4月25日

提出者 足立区教育委員会教育長 中村 明慶

足立区教育委員会が保有する区政情報の公開等に関する規則の 一部を改正する規則

足立区教育委員会が保有する区政情報の公開等に関する規則(平成1 2年足立区教育委員会規則第49号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第7条」の次に「第1項」を加え、「基づき、区政情報の 開示を請求しようとするもの」を「基づく区政情報の開示の請求(以下 「開示請求」という。)をしようとする者(以下「請求者」という。) 」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、請求者は、障がい、疾病その他の事情により、前項の区政情報開示請求書を提出することができない場合には、教育委員会に対し、条例第7条第1項各号に掲げる事項を口頭により申し出ることができる。この場合において、教育委員会は、その申出の内容を区政情報開示請求書に録取し、これを請求者に読み聞かせて誤りのないことを確認しなければならない。

第2条の2の次に次の2条を加える。

(開示請求の却下)

- 第2条の3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、開 示請求を却下することができる。
  - (1) 当該開示請求の目的が開示の実施以外であることが明らかに 認められるとき。
  - (2) 請求者が当該開示請求より前に開示請求を行い、正当な理由

なく条例第13条第2項が定める期間内に開示を受けず、かつ、当該開示の実施に要する費用の納付をしないことを繰り返したとき。

- (3) 請求者に開示の実施を受ける意思のないことが明らかに認め られるとき。
- (4) 請求者が当該開示請求の手続又は当該開示請求より前に行われた開示請求の手続若しくは開示の実施において、不適正な行為を繰り返したとき。
- (5) 請求者が同一文書の開示請求を正当な理由なく繰り返したと き。
- 2 前項の規定による開示請求の却下は、条例第11条第1項に規定する全部不開示の決定により行う。

(開示請求の却下の報告)

- 第2条の4 前条第1項の規定による開示請求の却下を行った場合に は、足立区情報公開・個人情報保護審議会条例(平成9年足立区条例 第31号)第1条に規定する足立区情報公開・個人情報保護審議会に 報告するものとする。
  - 第10条を第12条とし、第9条の次に次の2条を加える。

(区政情報検索資料の作成)

- 第10条 区政情報を保有する課の課長(副参事を含む。)は、情報公開が円滑かつ適正に実施されるよう検索資料の作成に努めるものとする。
- 2 前項の規定により作成された検索資料は、政策経営部区政情報課に おいて区政情報検索の用に供するものとする。

(実施状況の公表)

- 第11条 情報公開制度の実施状況の公表は、1年度に1回、区の広報 紙への掲載により行うものとする。
- 2 前項の公表に係る事項は、次に掲げるものとする。
  - (1) 区政情報の開示請求の状況

- (2) 区政情報の開示等(全部開示、一部開示、全部不開示、不存 在及び存否応答拒否を含む。)の決定の状況
- (3) 審査請求の件数及び処理状況
- (4) 条例第15条の規定により審査請求に対する決定を行った件 数
- (5) その他教育委員会が定める事項 付 則
- この規則は、令和6年5月1日から施行する。

#### (提案理由)

区政情報の開示請求に対する却下等について定めるとともに、規定を 整備する必要があるので、この規則案を提出いたします。

# 第43号議案説明資料

令和6年4月25日

	节和6年4月25日
件 名	足立区教育委員会が保有する区政情報の公開等に関する規則の一部を改正 する規則
所管部課名	教育指導部教育政策課
	区長部局における足立区情報公開条例施行規則の一部改正に合わせ、以下の とおり足立区教育委員会が保有する区政情報の公開等に関する規則の一部を 改正する。
	1 主な改正内容(詳細は、P7~9の新旧対照表のとおり)
	(1) 口頭による区政情報開示請求(第2条第2項) 開示請求者が、障がい、疾病その他の事情により区政情報開示請求書を 提出することができない場合には、口頭により申し出ることができること とし、当該申出を教育委員会が録取することとする。
	(2) 開示請求の却下(第2条の2) 次のいずれかに該当するときは、区政情報開示請求を却下できることと する。
内容	ア 当該開示請求の目的が開示の実施以外であることが明らかに認められるとき。 イ 請求者が当該開示請求より前に開示請求を行い、正当な理由なく条例 第13条第2項が定める期間内(開示の通知から90日以内)に開示を 受けず、かつ、当該開示の実施に要する費用の納付をしないことを繰り
	返したとき。 ウ 請求者に開示の実施を受ける意思のないことが明らかに認められる とき。 エ 請求者が当該開示請求の手続又は当該開示請求より前に行われた開 示請求の手続若しくは開示の実施において、不適正な行為を繰り返した とき。
	オ 請求者が同一文書の開示請求を正当な理由なく繰り返したとき。
	(3) <b>開示請求却下の報告(第2条の3)</b> 区政情報開示請求に対する却下を行った場合には、足立区情報公開・個 人情報保護審議会に報告するものとする。
	(4) 区政情報検索資料の作成(第10条) 区政情報を保有する課の課長(副参事を含む。)は、情報公開が円滑か つ適正に実施されるよう、検索資料の作成に努めるものとする。
	(5)情報公開制度の実施状況の公表(第11条) 情報公開制度の実施状況について、1年度に1回、区の広報紙への掲載

により公表するものとする。

## 2 施行年月日

令和6年5月1日から施行する。

#### 足立区教育委員会が保有する区政情報の公開等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表(案)

改正前	改正後
○足立区教育委員会が保有する区政情報の公開等に関する規則	○足立区教育委員会が保有する区政情報の公開等に関する規則
平成12年12月15日教育委員会規則第49号	平成12年12月15日教育委員会規則第49号
(趣旨)	(趣旨)

|第1条 この規則は、足立区教育委員会(以下「教育委員会」という。)が|第1条 この規則は、足立区教育委員会(以下「教育委員会」という。)が| する。

(区政情報開示請求書の提出)

ならない。

(新設)

(電子情報処理組織による申請等)

- |第2条の2 前条に規定する区政情報の開示請求については、足立区行政手||第2条の2 前条に規定する区政情報の開示請求については、足立区行政手| 続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年足立区条例第 続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年足立区条例第 49号)第3条の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して行わせること 49号)第3条の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して行わせること ができる。
- 技術の利用に関する規則(平成17年足立区規則第2号)第4条の規定を準 技術の利用に関する規則(平成17年足立区規則第2号)第4条の規定を準

保有する区政情報について、足立区情報公開条例(平成12年足立区条例第 保有する区政情報について、足立区情報公開条例(平成12年足立区条例第 91号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものと 91号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものと 91号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものと する。

(区政情報開示請求書の提出)

|第2条 条例第7条の規定に基づき、区政情報の開示を請求しようとするも|第2条 条例第7条第1項の規定に基づく区政情報の開示の請求(以下「開 のは、区政情報開示請求書(第1号様式)を教育委員会に提出しなければ、示請求」という。)をしようとする者(以下「請求者」という。)は、区 政情報開示請求書(第1号様式)を教育委員会に提出しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、請求者は、障がい、疾病その他の事情により、 前項の区政情報開示請求書を提出することができない場合には、教育委員 会に対し、条例第7条第1項各号に掲げる事項を口頭により申し出ること ができる。この場合において、教育委員会は、その申出の内容を区政情報 開示請求書に録取し、これを請求者に読み聞かせて誤りのないことを確認 しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

- ができる。
- 2 前項の場合においては、足立区長に係る行政手続等における情報诵信の2 前項の場合においては、足立区長に係る行政手続等における情報诵信の - 用する。この場合において、同条中「区長」とあるのは「教育委員会」と、 - 用する。この場合において、同条中「区長」とあるのは「教育委員会」と、

改正前	改正後
「区長等」とあるのは「教育委員会等」と読み替えるものとする。	「区長等」とあるのは「教育委員会等」と読み替えるものとする。
(新設)	(開示請求の却下)
	 第2条の3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示請
	水を却下することができる。
	(1) 当該開示請求の目的が開示の実施以外であることが明らかに認め
	<u>られるとき。</u>
	(2) 請求者が当該開示請求より前に開示請求を行い、正当な理由なく
	条例第13条第2項が定める期間内に開示を受けず、かつ、当該開示の
	実施に要する費用の納付をしないことを繰り返したとき。
	(3) 請求者に開示の実施を受ける意思のないことが明らかに認められ
	<u>るとき。</u>
	(4) 請求者が当該開示請求の手続又は当該開示請求より前に行われた
	開示請求の手続若しくは開示の実施において、不適正な行為を繰り返し
	<u>たとき。</u>
	(5) 請求者が同一文書の開示請求を正当な理由なく繰り返したとき。
	2 前項の規定による開示請求の却下は、条例第11条第1項に規定する全
	部不開示の決定により行う。
(新設) 	(開示請求の却下の報告)
	第2条の4 前条第1項の規定による開示請求の却下を行った場合には、足
	立区情報公開・個人情報保護審議会条例(平成9年足立区条例第31号)
	第1条に規定する足立区情報公開・個人情報保護審議会に報告するものと
	<u>する。</u>
第3条から第9条まで 省略	第3条から第9条まで 改正前のとおり
(+1-11)	
(新設)	(区政情報検索資料の作成) (本) 1 0 2 日本は 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	第10条 区政情報を保有する課の課長(副参事を含む。)は、情報公開が
	<u>円滑かつ適正に実施されるよう検索資料の作成に努めるものとする。</u>

改正前	改正後
(新設)	2 前項の規定により作成された検索資料は、政策経営部区政情報課において区政情報検索の用に供するものとする。 (実施状況の公表) 第11条 情報公開制度の実施状況の公表は、1年度に1回、区の広報紙への掲載により行うものとする。 2 前項の公表に係る事項は、次に掲げるものとする。 (1) 区政情報の開示請求の状況 (2) 区政情報の開示等(全部開示、一部開示、全部不開示、不存在及び存否応答拒否を含む。)の決定の状況 (3) 審査請求の件数及び処理状況
(委任) 第 <u>10</u> 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。	(4) 条例第15条の規定により審査請求に対する決定を行った件数 (5) その他教育委員会が定める事項 (委任) 第 <u>12</u> 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。
付 則 省略 別表 省略	付 則 改正前のとおり 別表 改正前のとおり
第1号様式から第8号様式まで 省略	第1号様式から第8号様式まで 改正前のとおり <u>付 則 (令和6年4月●日教委規則第●号)</u> この規則は、令和6年5月1日から施行する。